

当所は、公衆衛生の向上に寄与するため、無料職業紹介事業を行う。

第1 求 人

- 1 本所は、栄養士・管理栄養士に関する限り、いかなる求人の申し込みについてもこれを受理します。
ただし、その申込みの内容が法令に違反したり、賃金、労働時間等の労働条件が通常の労働条件と比べて著しく不相当である場合、一定の労働関係法令（労働基準法及び職業安定法等）違反のある場合及び暴力団員などによる求人である場合には受理しません。
- 2 求人の申込みは、求人者又はその代理人が所定の求人申込書により、郵便又はファックスにてお申し込みください。
- 3 求人の申込みの際には、従事することとなる業務内容、就業場所、雇用契約期間、労働時間、賃金額、社会保険の適用の有無等、雇用条件を可能なかぎり具体的に明示してください。ただし、紹介の実施について緊急の必要があるためあらかじめ書面の交付による明示ができないときは、当該明示すべき事項をあらかじめ2の方法以外の方法により明示してください。
- 4 求人事業者におかれては、採用決定後、栄養士・管理栄養士の専門業務が十分に発揮出来るようご指導ください。

第2 求 職

- 1 本所は、栄養士・管理栄養士に関する限り、いかなる求職の申込みについてもこれを受理します。
ただし、その申込み内容が法令に違反する場合には受理しません。
- 2 求職の申込みは、本人が所定の求職申込書と履歴書を郵送によりお申し込みください。
- 3 求職に際し、採用が決定しましたら、栄養士・管理栄養士の専門職として、その事業者の特性を生かして活躍してください。

第3 紹 介

- 1 求職の方には、職業安定法第2条にも規定される職業選択の自由の趣旨を踏まえ、その希望と能力に応ずる職業に速やかに就くことができるよう極力お世話いたします。
- 2 求人の方には、ご希望に適合する求職者を極力お世話いたします。
- 3 紹介に際して、求職の方に、従事することとなる業務内容、雇用契約期間、就業場

所、労働時間、賃金額、社会保険の適用の有無等、雇用条件をあらかじめ書面の交付により具体的に明示します。

ただし、紹介の実施について緊急の必要があるためあらかじめ書面の交付ができないときは、あらかじめ書面の交付以外の方法により明示を行います。

- 4 求職の方を求人者に紹介する場合には、紹介状を発行しますから、その紹介状を持参して求人者へ行っていただきます。
- 5 いったん求人、求職の申込みを受けた以上、責任を持って紹介の労をとります。
- 6 本所は、労働争議に対する中立の立場をとるため、同盟罷業又は作業閉鎖の行われている間は求人者に、紹介を致しません。

第4 その他

- 1 本所は、職業安定機関及びその他の職業紹介事業者等と連携を図りつつ、当該事業に係る求職者等からの苦情があった場合は、迅速、適切に対応いたします。
- 2 雇用関係が成立しましたら、求人者、求職者両方から本所に対して、その報告をしてください。
また、紹介されたにもかかわらず、雇用関係が成立しなかったときにも同様報告してください。
- 3 本所は、求職者又は求人者から知り得た個人的な情報は個人情報適正管理規程に基づき、適正に取り扱います。
- 4 本所が広告等により求人等に関する情報を提供するときは、当該情報について虚偽の表示又は誤解を生じさせる表示を行いません。また、当該情報について正確かつ最新の内容に保つため、求人者、求職者等から当該情報について提供の中止や内容の訂正の依頼があった場合や、本所が当該情報が正確、最新ないことを確認した場合は、遅滞なく対応するとともに、求人者又は求職者に対して定期的に当該情報が最新かどうか確認する又は当該情報の時点を明らかにする措置を講じます。
- 5 本所は、求職者又は求人者に対し、その申込みの受理、面接、指導、紹介等の業務について、人種、国籍、信条、性別、社会的身分、門地、従前の職業、労働組合の組合員であること等を理由として差別的な取扱いは一切いたしません。
- 6 本所の取扱職種の範囲は、国内の栄養士・管理栄養士と限定します。
- 7 求人又は求職のお申し込みについては、3か月間の期限で更新させていただきます。
- 8 本所の業務の運営に関する規定は、以上のとおりですが、本所の業務は、すべて職業安定法関係法令及び通達に基づいて運営されますので、ご不審の点は担当者にお問合せください。

附 則

- 1 この規程は、無料職業紹介事業の許可証の交付日（平成25年12月1日）から施行する。
- 2 この規程は、令和4年10月1日から施行する。